

近江八幡市公告

近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年12月28日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務プロポーザル募集要領

はじめに

今般、「近江八幡市立運動公園野球場改修工事」を実施するに際し、設計業者の選定方法を、提案価格及び技術提案書等により、提案価格以外の評価項目と提案価格を総合的に審査・評価して優先交渉権者を特定する「公募型プロポーザル方式」とする。本要領は、設計業者を決定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 件名

近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務

2 業務内容

「近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務プロポーザル要求水準」（以下「要求水準」という。）のとおり

3 設定価格

本設計プロポーザルの設計業務予算額は、42,440千円（消費税相当額を含む）以内とする。

4 参加資格

(1) プロポーザル参加者の構成に関する要件

プロポーザル参加者は、単独事業者又は設計共同体とし、次の要件を満たすものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知するこ

と。)

- 4) 当該設計業務の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止期間を受けていないこと。
- (2) 単独事業者又は設計共同体の代表構成員が満たすべき要件
- 1) 令和3年度近江八幡市測量及び建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に建築設計監理業務で登録しているものであること。
 - 2) 有資格者名簿に登録されていない者は、次のとおり申請すること。
 - ・提出書類 別途定める「第4号近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務委託に係る測量、建設コンサルタント等競争参加資格審査申請書提出要項」のとおり
 - ・提出期限 令和4年1月13日（木） 午後5時必着
 - ・提出先 「5 担当部署（プロポーザル担当部署）」 まで
 - ・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること）
 - ・結果通知 令和4年1月14日（金）
 - 3) 過去（前15年間）に同種または類似業務の実績があること。
- (3) 設計共同体については、次の要件を満たすこと。
- 1) 構成員は2者とする。
 - 2) 参加者の構成員は他の参加者の構成員になることはできない。
 - 3) 各構成員は設計共同体協定書を締結するものとする。
- (4) 技術者の資格要件
- 1) 管理技術者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。また、契約に至るときには、提案した管理技術者を配置すること。（本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。（3ヶ月以上の雇用を証明する資料を提出すること。））なお、資格を証明する資料（免許の写し等）及び実務経験年数を証明する資料（事業者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等））を添付すること。
 - 2) 主任担当技術者
 - 1 建築

一級建築士の資格を有する者、ただし、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。（3ヶ月以上の雇用を証明する資料を提出すること。）なお、資格を証明する資料（免許の写し等）及び実務経験年数を証明する資料（事業者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等））を添付すること。
 - 2 構造

構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者。また、協力事業者でも可とするが、構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士が所属していること。なお、資格を証明する資料（免許の写し等）及び実務経験年数を証明する資料（事業者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等））を添付すること。

3 電気設備、機械設備

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者。また、協力事業者でも可とするが、電気・機械設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士が所属していること。なお、資格を証明する資料（免許の写し等）及び実務経験年数を証明する資料（事業者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等））を添付すること。

(5) 協力事業者の選定

本プロポーザルに参加しようとする者は、前項(4).2)に掲げる主任技術者の業務を円滑かつ確実に執行するため、協力事業者を選定することができる。この場合において、「4 参加資格」の規定を協力事業者の資格要件に準用する。

5 担当部署

(プロポーザル担当部署) 近江八幡市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進課

T E L 0748-33-6600 ・ F A X 0748-33-3124

メール 048610@city.omihachiman.lg.jp

6 優先交渉権者の特定

- (1) 本プロポーザルは、近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務委託業者選定委員会（以下、選定委員会という。）において審査を実施する。
- (2) 選定方法
 - 1) 第一次審査、第二次審査及び「提案価格」の評価を合算した総合評価にて選定を行う。
 - 2) 最も評価点が高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案事業者を次点者とする。
 - 3) 「提案価格」の評価において、提案のあった見積書の金額が提案上限額を超えた場合は、提案は失格とし、評価の対象外とする。
 - 4) 技術提案書及びヒアリングの合計得点が配点の6割に満たない場合は、優先交渉権者又は次点者として特定しないものとする。

7 スケジュール

- (1) 公募型プロポーザルの公告
 - 1) 公 告 令和3年12月28日（火）
 - 2) 公告方法 近江八幡市公式ホームページに掲載
(<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kunisupo/propo/index.html>)
- (2) 参加資格等に関する質問書（様式2-3）の提出
参加資格等の内容について質疑のある場合は、次により質問書を提出すること。質問事項のない場合、提出は不要。

- 1) 提出日 令和4年1月19日(水) 午前9時～正午
- 2) 提出先 「5 担当部署(プロポーザル担当部署)」 まで
- 3) 提出方法 ファクス又はメール。必ず電話にて着信確認を行うこと
- 4) 回答日及び方法 令和4年1月21日(金)に近江八幡市公式ホームページにて回答

(3) プロポーザル参加表明書及び関係書類の提出

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必要書類を添付の上、次により提出すること。

- 1) 提出期間 令和4年1月25日(火) 午後5時必着
- 2) 提出先 「5 担当部署(プロポーザル担当部署)」 まで
- 3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、郵送したことが証明できる方法に限る)
- 4) 必要書類

参加表明書	(様式1-1)
管理技術者の経歴等	(様式1-2)
各主任担当技術者の経歴等	(様式1-3)
協力事業者の名称等	(様式1-4)
設計実績(管理技術者・主任担当技術者)	(様式1-5)
上記様式にかかる添付資料	
設計共同体協定書(案)(設計共同体の場合のみ)	(様式なし)
構成者からの委任状(設計共同体の場合のみ)	(様式なし)

(4) 第一次審査(資格審査・書類審査)

選定委員会は、参加表明書及び関係書類提出者に対し、別に規定する評価基準に照らし採点を行う。ただし、6者以上の場合は、5者程度を選定する。

- 1) 期 日 令和4年1月28日(金)

(5) 第一次審査結果の通知

選定委員会は、参加資格の結果を第一次審査結果通知書(様式2-1)により通知する。

- 1) 通知日 令和4年1月31日(月)
- 2) 通知方法 ファクス並びに郵送

(6) 技術提案書提出要請の通知

選定委員会は、第一次審査通過者に対し技術提案書提出要請書(様式2-2)により通知する。

- 1) 通知日 令和4年1月31日(月)
- 2) 通知方法 ファクス並びに郵送

(7) 現地確認

選定委員会は、第一次審査通過者に対し、現地確認会の開催を行うものとする。

- 1) 開催日 令和4年2月1日(火)～4日(金) 午前9時～午後5時
- 2) 場 所 近江八幡市立運動公園野球場(近江八幡市津田町18番地)

- 3) 申 込 現地確認を希望する者は、技術提案書提出要請書の通知に同封する「現地確認
申込書」を提出すること。なお、希望日時が他者と重なる場合は調整します。

※現地確認への参加は、最大3名とする。なお、現地確認以外での各施設への立ち入り及び施設職員等への接触は禁じる。

(8) 技術提案書に関する質問書（様式2-4）の提出

技術提案書の内容等について質疑のある場合は、次により質問書を提出すること。質問事項のない場合、提出は不要。

- 1) 提出日 令和4年2月7日（月）午前9時～正午
- 2) 提出先 「5 担当部署（プロポーザル担当部署）」 まで
- 3) 提出方法 ファクス又はメール。必ず電話にて着信確認を行うこと。
- 4) 回答日及び方法 令和4年2月10日（木）に近江八幡市公式ホームページにて回答

(9) 技術提案書等の提出

- 1) 提出部数 12部（正本1部・副本11部）
- 2) 提出先 「5 担当部署（プロポーザル担当部署）」 まで
- 3) 提出期限 令和4年3月1日（火）午後5時必着
- 4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること）
- 5) 提出書類 技術提案書 様式3（提案様式1及び提案様式2）
提案価格総括表（様式4）
設計共同体協定書（設計共同体の場合のみ）（様式なし）

(10) 第二次審査（技術提案書審査及びヒアリング）

選定委員会は、提出された技術提案書に基づき提案内容及びヒアリングによる審査を行う。

- 1) 実施日時 令和4年3月9日（水）
- 2) 出席者 設計責任者及び管理技術者又は主任技術者を含む3名以下とする。
会場や時間等詳細については別途通知する。

(11) 最終審査結果の通知

第二次審査を行い、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その結果を最終審査結果通知書（様式2-5）により通知する。

- 1) 通知日 令和4年3月16日（水）
- 2) 通知方法 ファクス並びに郵送

8 プロポーザル業者選定

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務委託業者選定委員会	
所掌事務	プロポーザル方式の実施、候補者等の選定、提案者の特定に関すること	
委 員	学識経験を有するもの	2名
	スポーツ関係団体代表	1名
	野球競技関係団体代表	1名
	障がい者福祉関係団体代表	1名
	市職員	3名
		計 8名

9 参加表明書の作成

参加表明書の様式は、別添（様式1-1～1-4、A4版、様式1-5、A3版）のとおりとする。

(1) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 技術職員の経験及び能力（様式1-2、1-3）

管理技術者（様式1-2）、記載を求める各主任担当技術者（様式1-3、各主任担当技術者ごと）について、下記に従い記載する。なお、管理技術者及び各主任技術者は、設計業務時での変更は認めないので留意して決定すること。

1 氏名

2 生年月日

担当技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

3 所属、役職

担当技術者の所属する組織及び役職を記載する。

4 保有資格等

担当技術者の保有する資格のうち、「10 技術提案書の提出者を選定するための基準」における「2）資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。

5 同種又は類似業務の実績

該当する業務実績について、以下の項目を記載すること。

① 業務名称及びPUBDIS、TECRIS掲載の有無

② 発注者（再委託を受けた業務の場合、契約相手先を記載し、（ ）内に事業主を記載する。）

③ 受注形態（単独又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を括弧内に記載すること。）

④ 業務概要（同種、類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。また（ ）内には関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）

⑤ 施設完成年月日

施設の完成年月日を記載する。未完成の場合は完成予定を記載する。

※記載する件数は3件以内とするが、同種業務の実績を優先するものとし、同種又は類似業務の

実績が3件に満たない場合は、実績のある同種又は類似業務のみを記入して後は空欄とする。なお、記載した業務については契約書の写しを提出すること。

※表中の「同種業務の実績」とは、1棟の延べ床面積が概ね1,000㎡以上である野球場本部棟・観客席(1,000席程度)等の建築物の設計業務実績、「類似業務の実績」とは、1棟の延べ床面積が概ね3,000㎡以上である野球場以外のスポーツ施設(観客席のある体育館、陸上競技場、サッカー場等)の建築物の設計業務実績をいい、次のア)、イ)の全ての項目に該当する実績をいう。

ア) 公告日前日から起算して前15年以内の期間(以下、前15年間という。)に完成した施設の設計業務実績

イ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

2) 過去の同種又は類似業務の実績の技術的評価(様式1-5)

1) 5に記載した過去の同種又は類似業務の設計実績内容を記入し、契約書、設計図書(仕様書のうち当該部分が記載されている箇所)、PUBDIS、TECRISの写し、図面(配置図、主要平面図各1点)、写真(外観、内観各1点)等を添付すること。なお、写真はカラーコピーとしても良い。

10 技術提案書の提出者を選定するための基準

提出された参加表明書について、「4 参加資格」で求めた資格要件に合致することを確認し、さらに次の評価項目について、技術者の配置、技術力等を採点し、上位の5者程度に対し、技術提案書の提出を求めるものとする。

また、結果通知については、「7 スケジュール(5)」に基づき、第一次審査結果通知書(様式2-1)により通知する。

(1) 基礎評点の評価項目、判断基準、評価のウェイトは以下のとおりである。

1) 評価基準項目

評価項目	評価の着眼点			評価のウェイト	
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	—	
			主任担当技術者	建築	4
				構造	2
				電気	2
機械	2				
技術力	前15年間の同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え実績の立場を下記の順で評価 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに順ずる立場 ②主任技術者又はこれに順ずる立場 ③担当技術者又はこれに順ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任技術者又はこれに順ずる立場 ②担当技術者又はこれに順ずる立場	管理技術者	8	
			主任担当技術者	建築	6
				構造	3
				電気	3
機械	3				
経験	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者	4	
			主任担当技術者	建築	3
				構造	2
				電気	2
機械	2				
基礎評点 合計				46	

2) 資格評価表

分担業務分野	評価する資格 (番号の順に評価する。)
建築	① 一級建築士
構造	① 構造一級建築士 ② 一級建築士
電気	① 設備設計一級建築士 ② 建築設備士、一級建築士 ③ 一級電気工事施工管理技士
機械	① 設備設計一級建築士 ② 建築設備士、一級建築士 ③ 一級管工事施工管理技士

評価項目	評価の着眼点			評価のウェイト	評価点（掛率）						計			
	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		一級建築士が必須条件									
資格					主任担当技術者	建築	4	元請 1.0	一級建築士	1.0				
	構造	2	構造一級建築士			1.0	一級建築士		0.4					
	電気	2	設備設計一級建築士			1.0	建設・一級建築士		0.8	一級電施	0.4			
	機械	2	設備設計一級建築士			1.0	建設・一級建築士		0.8	一級管施	0.4			
技術力	前15年間の同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに順ずる立場 ②主任技術者又はこれに順ずる立場 ③担当技術者又はこれに順ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任技術者又はこれに順ずる立場 ②担当技術者又はこれに順ずる立場	管理技術者	8	協力 事業者 0.8	同種 1.0	管理技術者	1.0	主任技術者	0.8	担当技術者	0.3		
			主任担当技術者	建築			6		主任技術者	1.0	担当技術者	0.3		
				構造			3		主任技術者	1.0	担当技術者	0.3		
				電気			3		主任技術者	1.0	担当技術者	0.3		
			機械	3				主任技術者	1.0	担当技術者	0.3			
経験	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者	4		23～	1.0	18～22	0.9	13～17	0.7	～12	0.6	
			主任担当技術者	建築		3	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
				構造		2	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
				電気		2	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
				機械		2	13～	1.0	8～12	0.8	5～7	0.6	～4	0.5
合計			46	総計										

注： 建設：建築設備士 一級電施：一級電気工事施工管理技士 一級管施：一級管工事施工管理技士

管理技術者：契約の履行に関し、設計業務の管理統括を行う者をいう。

主任担当技術者：担当業務に精通し、設計の重要部分について担当する者をいう。

1 1 提案の内容並びに評価配点

要求水準に基づき、性能、機能、技術等の提案を求める。

提案の内容は、下記の記入要領によるものとし、様式 3 並びに、提案様式 1 及び提案様式 2 をそれぞれ作成すること。

評価点の算出にあたっては、表 3-1 提案評価配点表の提案の各大項目の配点に、追加評価項目としてヒアリングによる配点を加えて行う。各項目の評価は 5 段階評価方式で行う。

(1) 提案様式 1 【配置計画・外観デザイン・ライフサイクルコストの低減等】

1) 配置計画

- ・ 「要求水準」3. (3). 2) の図で示す整備対象範囲を記載すること。敷地面積も記入すること。
(敷地境界線とは、施設管理上の境界線とし、必ずしも囲障等の区画を求めるものではないことに留意のこと)
- ・ 適宜提案のポイントを引き出し線にて注記してよい。
- ・ 下段若しくは右欄の「提案内容」欄には、配置計画・外観デザインに関する提案の内容を、簡潔に記載すること。
- ・ 工期短縮につながる具体的な提案についても記載のこと。

2) 外観デザイン

- ・ 主要な立面図と断面図を各 2 面とする。
- ・ 部分的な詳細図、透視図を記載してもよい。
- ・ 適宜提案のポイントを引き出し線にて注記してよい。
- ・ 下段若しくは右欄の「提案内容」欄には、配置計画・外観デザインに関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

3) ライフサイクルコストの低減等

- ・ 本施設に取り入れる再生可能エネルギーとその効果について記載すること。
- ・ 再生可能エネルギーの取り入れやメンテナンス方法によるランニングコストの低減についても記載すること。
- ・ 施設の長寿命化を図るうえで取り入れる機能や長寿命化に寄与する標準的な改修計画についても記載のこと。

4) 記載上の注意点

- ・ 図については、フリーハンドも可とする。
- ・ イメージを表現するための写真の添付も可とする。
- ・ A 3 版で 2 枚以内にまとめること。
- ・ 文字は注記等を除き、原則として 10 ポイント程度の大きさとする。
- ・ 提案者の企業名等が特定できないよう留意すること。
- ・ 提案内容が特でない場合は、「提案内容」欄に「提案なし」と必ず記載すること。記載漏れのある場合は失格とする。
- ・ 使用する図面及び写真等は著作権を侵害しないものとする。

(2) 提案様式2 【平面計画・本部棟諸室計画・野球場改修内容】

1) 平面計画

- ・ 施設の各階平面図、各階面積、延べ床面積の一覧を記載すること。
- ・ 部分的な詳細図等を記載してもよい。
- ・ 適宜提案のポイントを引き出し線にて注記してよい。
- ・ 下段若しくは右欄の「提案内容」欄には、平面計画に関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

2) 本部棟諸室計画

- ・ 本部棟諸室についての計画内容を記載すること。
- ・ 部分的な詳細図・透視図を記載してもよい。
- ・ 下段若しくは右欄の「提案内容」欄には、平面計画に関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

3) 野球場改修内容

- ・ 野球場の機能についての計画内容を記載すること。
- ・ 部分的な詳細図・透視図を記載してもよい。
- ・ 下段若しくは右欄の「提案内容」欄には、平面計画に関する提案の内容を、簡潔に記載すること。

4) 記載上の注意点

- ・ 図については、フリーハンドも可とする。
- ・ イメージを表現するための写真の添付も可とする。
- ・ A3版で3枚以内にまとめること。
- ・ 文字は注記等を除き、原則として10ポイント程度の大きさとする。
- ・ 提案者の企業名等が特定できないよう留意すること。
- ・ 提案内容が特にない場合は、「提案内容」欄に「提案なし」と必ず記載すること。記載漏れがある場合は失格とする。
- ・ 使用する図面及び写真等は著作権を侵害しないものとする。

表 3-1 提案評価配点表

	第一次評価項目	評価の視点	配点
提案様式1 2枚	配置計画	周辺環境（道路、田、畑など）への配慮	20
		既存施設とのバランス 利用者の利便性への配慮 施設管理・防犯上の配慮	
		外周・外構（グラウンドゴルフ場・ランニングコース・駐車場・既存植樹等）	

	外観デザイン		景観への配慮・調和 地域に調和したスケール感 市を代表するスポーツ施設 近江八幡らしさ	15
	ライフサイクルコストの低減・長寿命化等		再生可能エネルギー ランニングコストの低減 施設の長寿命化	10
	非常時の対応		災害時等に安全性・機能性を備えた施設	5
	工期短縮		提案の具体性・有効性	5
提案様式2 3枚	平面計画	動線計画	分かりやすさ 安全性・利便性	15
		ゾーニング 空間構成	魅力的な空間づくり にぎわい創出の仕組み 開放的で誰もが利用しやすい意匠と工夫	
	本部棟諸室計画		バリアフリー、ユニバーサルデザイン 安全性・機能性・快適性 フレキシブルで多様な利用 明るく、広く、清潔な施設	15
	野球場改修内容		バリアフリー、ユニバーサルデザイン 安全性・機能性・利便性 多目的に利用できる施設 エコ・環境への配慮 独創性・その他の工夫	15
計5枚		技術提案審査評価点合計（G）		/100
第二次評価項目				
ヒアリング	ヒアリングによる評価		取り組み意欲 業務理解度 コミュニケーション能力等	10
	総合評価	全体を通じた印象、魅力的な提案、実現したい提案		10
		ヒアリング審査評価点合計（H）		/20
提案価格		提案価格による評価点合計（I）		/20
		総計		/140

段階評価方法

評価	評価の程度	評価点化
5段階		5段階
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通である	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

1 2 総合評価の方法

総合評価は加点方式とし、下記の方法によって算出するものとする。

なお、各得点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

1 価格評価（満点 20 点）

価格評価点 $PR=20 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$

提案価格：様式 4 において記載した設計費の価格とする。

最低提案価格：各提案者のうち、最低価格にて提案された額とする。

応募者の中、最低提案価格に満点[20 点]を付与する。

2 総合評価の方法

総合評価は、提案価格を評価した得点、技術提案審査評価点合計及び、ヒアリング審査評価点を合計した総合点で行うものとする。

1 3 契約

本プロポーザルにより特定した優先交渉権者を相手方として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、本市で定める予定価格以内で随意契約を行うものとする。ただし、上限価格は提案価格以内とする。

なお、辞退、若しくは、その他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

1 4 その他

- 1) 技術提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- 2) 無効となるプロポーザル、失格となる提案者
 - ア) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ) 指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- わ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - か) 虚偽の内容が記載されているもの
 - き) 本プロポーザルに関して選定委員会委員、その関係者との接触があった者
 - く) ヒアリングに出席しなかった者
 - け) 現況確認会以外において各施設への立ち入り及び施設関係者との接触が判明した者
- 3) プロポーザルの取り扱い
- ア) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - イ) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがある。
 - ウ) 提出された提案書については、特定者選定後、今後の業務の参考に資するためプロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供する。
 - エ) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
 - オ) プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
 - カ) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市の業者選定委員会等において選定を見合わせることもある。
 - キ) 提出された書類は返却しない。